

小国町告示第 6 7 号

令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 6 日

小国町長 仁 科 洋 一



令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小国町地域おこし協力隊設置要綱（平成 2 7 年小国町告示第 1 3 号）に基づく小国町地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が町内で起業又は事業承継する場合、その経費に対し予算の範囲内で交付金を交付することにより、隊員の起業又は事業承継を支援するとともに、本町への定住及び町の活性化を図ることを目的として、小国町地域おこし協力隊起業支援交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町税等について滞納がある者及び小国町暴力団排除条例（平成 2 4 年小国町条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等である者は、対象としない。

- (1) 地域おこし協力隊に任用された日から起算して 1 年を経過する者で、任用期間終了の日までに町内で起業又は事業承継する者
- (2) 地域おこし協力隊の任用期間終了の日から起算して 3 年以内に町内で起業又は事業承継する者

(交付要件)

第 3 条 交付金の交付対象となる要件は、次に掲げる事項に該当することとし、隊員 1 人について一回に限るものとする。

- (1) 隊員が町内で起業又は事業承継をすること。
- (2) 起業又は事業承継後 1 年間以上事業を継続することが見込まれること。

(交付対象経費)

第 4 条 交付金の交付対象となる経費（以下、「交付対象経費」という。）は、起業又は事業承継に要する経費とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費

- (4) マーケティングに要する経費
 - (5) 技術指導受入れに要する経費
 - (6) 経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費
 - (7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費
 - (8) その他町長が特に起業又は事業承継のために必要と認める経費
- (交付金の額)

第5条 交付金の額は、100万円を限度とする。ただし、当該起業・事業継承において、起業の場合は1人以上の新規雇用、事業継承の場合は継承する事業に係る雇用数の維持を行った場合にあっては、200万円を上限とし、交付金の額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(他の助成制度との調整)

第6条 交付金は、他の助成制度と併用することができる。ただし、同一の経費に充てることはできない。

(交付の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者（以下、「交付対象事業者」という。）は、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付対象事業者に通知するものとする。

(交付対象事業の変更申請)

第9条 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金変更承認及び同事業交付金変更交付申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象事業を中止しようとするとき。
- (2) 交付金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 交付対象経費の2割を超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(交付額の変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による変更承認申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金変更承認決定通知書（様式第4号）により交付対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したときは、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金実績報告書（様式第5号）により交付対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに

その実績を町長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する実績報告の提出を受け、報告内容を審査したうえで、交付すべき交付金の額を確定し、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金の額の確定通知書（様式第6号）により交付対象事業者に通知するものとする。

(交付金の支払い)

第13条 町長は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の概算払をすることができる。

2 交付対象事業者は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金精算払（概算払）請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定後についても適用する。

(交付対象事業者の責務)

第15条 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び関係書類を調製し、当該交付対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

2 町長は、起業後の事業状況に応じて必要と認められる場合は、交付対象事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。この場合において、交付対象事業者は速やかに事業内容を報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所

氏名



令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付申請書

下記の事業を実施したいので、令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- （１） 起業・事業承継計画書（様式第 1 号－１）
- （２） 収支計画書（様式第 1 号－２）
- （３） 事業費見積書の写し又は金額を証明する書類

確認欄

- ☐ 小国町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等ではありません。

起 業 ・ 事 業 承 継 計 画 書

事業者氏名	
任用期間	
起業・事業承継 する内容及び時期	
交付対象となる 事業期間	
起業・事業承継の 背景及び目標	
その他	

※その他、事業の説明に必要な書類を添付すること。

収 支 計 画 書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
計		

第 号
令和 年 月 日

様

小国町長 仁 科 洋 一

令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金について、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金の対象となる事業及び内容は、令和 年 月 日付け令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付申請書及び添付書類の記載のとおりとする。
- (2) 交付対象者は、交付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 活動が終了した日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）及び請求書（様式第7号）を提出してください。

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所

氏名



令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金変更承認及び
同事業交付金変更交付申請書

令和 年 月 日付け総企発第 号で交付決定の通知のありました標記事業
について、下記のとおり計画変更したいので、小国町補助金等の適正化に関する規則第7条
第1項の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更理由及び内容
2. 事業の内容及び経費
3. 収支予算書

（注）関係書類は、交付金の交付決定がされた事業の内容及び経費の配分について、比較対照が
できるよう、両者を二段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第4号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

小国町長 仁 科 洋 一

令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付金変更承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金変更承認及び同事業交付金変更交付申請について、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更内容

様式第 5 号（第 11 条関係）

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所（所在地）
 名前（団体名等）
 代表者名

令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業支援交付金について、令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱第 11 条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

関係書類

- （1）収支報告書（様式第 5 号－1）
- （2）事業実施状況がわかる写真
- （3）領収書の写し
- （4）起業又は事業承継したことを証明する書類（収益事業開始届出等）
- （5）その他必要と認められるもの

収 支 報 告 書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
計		

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

小国町長 仁 科 洋 一

令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金について、令和 8 年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 補助金の交付先

（1）金融機関

（2）口座番号

（3）口座名義

様式第7号（第13条関係）

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所（所在地）
 名前（団体名等）
 代表者名

令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金精算払（概算払）請求書

一金_____円也

令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金について、令和8年度小国町地域おこし協力隊起業・事業承継支援交付金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

振 込 先	金融機関名	支 店 名
口座種別	1 普通（総合）	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		